

地域の自主性及び自立性を高めるための改革
の推進を図るための関係法律の整備に関する
法律案要綱（職業安定法及び雇用対策法関係
部分）

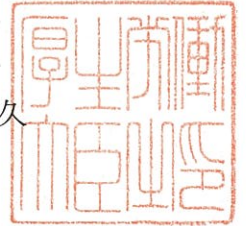
厚生労働省発職 0223 第 2 号

平成 28 年 2 月 23 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係
法律の整備に関する法律案要綱（職業安定法及び雇用対策法関係部分）」につ
いて、貴会の意見を求める。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案要綱
(職業安定法及び雇用対策法関係部分)

第一 職業安定法の一部改正(第六条関係)

1 地方公共団体が無料の職業紹介事業を行う場合における厚生労働大臣への届出義務を廃止すること。
2 無料の職業紹介事業を行う地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)は、当該事業を行う旨を厚生労働大臣に通知しなければならないものとする事。

3 特定地方公共団体の職業紹介責任者の選任義務等を廃止すること。

4 公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報の提供を希望するときは、当該特定地方公共団体に対し、求人又は求職に関する情報として厚生労働省令で定めるものを電磁的方法等により提供するものとする事。

5 その他所要の改正を行うこと。

第二 雇用対策法の一部改正(第八条関係)

1 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策について、相互の連携協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施その他の措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体の長は、労働者の職業の安定のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣（注）に対し、必要な措置の実施を要請することができるものとする。

3 厚生労働大臣（注）は、2による要請に基づき労働者の職業の安定に関し必要な措置を実施するときはその旨を、当該要請に係る措置を実施する必要があると認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該要請をした地方公共団体の長に通知しなければならないものとする。

4 厚生労働大臣（注）は、2による要請に係る措置を行う必要があるかを判断するに当たっては、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者その他の厚生労働省令で定める者の意見を聴かなければならないものとする。

5 4により意見を求められた者は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

6 5に違反した者に対し、所要の罰則を科すこと。

(注) 2から4までによる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が自ら当該権限を行うことを妨げないものとする。

第三 その他（附則関係）

一 この法律は次に掲げる事項を除き、平成二十九年四月一日から施行するものとする。

1 職業安定法の一部改正等 公布の日から起算して三月を経過した日から施行

二 所要の経過措置を規定すること。

三 所要の規定の整備を行うこと。